

公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和 7 年 6 月 2 0 日

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館
理事長 樗木 等

1. 競争入札に付する事項

- | | |
|---------------|-------------------------------------|
| (1) 委 託 業 務 名 | 手術室 1 室・2 室・9 室 H E P A フィルター交換業務委託 |
| (2) 委託業務の仕様等 | 別紙特記仕様書による |
| (3) 履 行 期 間 | 契約締結日から令和 7 年 9 月 3 0 日 |
| (4) 履 行 場 所 | 佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原 4 0 0 番地 |

2. 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要する。

- (1) 佐賀県の「物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和 41 年佐賀県告示第 129 号）」第 1 条の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。
- (2) 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則第 2 条第 5 項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形または小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に、佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者。
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者。
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。

- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者。

3. 入札参加資格確認申請書等の提出場所等

(1) 入札参加資格確認申請書等の交付場所及び問い合わせ先

佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原400番地
地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 財務課 契約係
電話：0952-28-1153

(2) 入札参加資格確認申請書等の交付方法

公告日から令和7年7月3日（木曜日）までの間、佐賀県医療センター好生館ホームページ
(<https://www.koseikan.jp>) に掲載する。

(3) 入札説明会

実施しない。

(4) 入札参加資格の確認

ア 本入札に参加を希望する者は、入札参加申請書に係る資料（営業概要書）を添付のうえ、
令和7年7月3日（木曜日）午後4時までに（1）に直接持参または郵送により提出する
こと。（郵送の場合は配達記録が残る方法とし、提出期限までに必着のこと。）

提出した関係書類等について説明を求められた場合は、これに応じること。また、必要に
応じて追加資料の提出を求めることがある。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

イ 提出期限までに入札参加申請書を提出しない者は、本入札に参加することができない。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日 時 令和7年7月7日（月曜日）午前10時00分

イ 場 所 佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原400番地

佐賀県医療センター好生館 2階 応接会議室A

ウ 入札者の直接持参による入札

4. その他

(1) 契約保証金

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則第18条第1項第3号の規定
により免除する。

(2) 入札書に記載する金額

入札者は見積もったそれぞれの品目の単価に予定数量を乗じた額の合計額を入札金額として
入札書に記載すること。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。

ア 入札参加資格のない者、条件を満たさない者及び虚偽の申請を行った者がした入札

イ 法令又は入札に関する条件に違反している入札

ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 一人で二以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のない者

カ 入札者又はその代理の記名押印が無く、入札者が判明できない入札

キ 所定の場所及び日時に到達しない入札

(4) 入札の中止

次のいずれかに該当する場合には、入札を中止する。この場合の損害は入札者の負担とする。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に実施することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合。

(5) 契約者及び契約額の決定方法

ア 予定価格の範囲内で申し込みをした者を契約の交渉権者とし、その者が複数の場合には、申し込みをした価格が低い者から順に交渉順位を付する。

イ 交渉権者のうち最も価格の低い者を第一交渉権者とし、その者との交渉により契約額を決定する。

なお、交渉が不調となり契約締結の見込みがないと判断した場合には、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行い、契約額及び契約者を決定する。

(6) その他

ア 前号により契約額の合意がなされた場合には、契約金額確認書を提出すること。

イ 契約書の作成を要する。

ウ 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他当館の情報（公知の事実を除く）を漏らしてはならない。